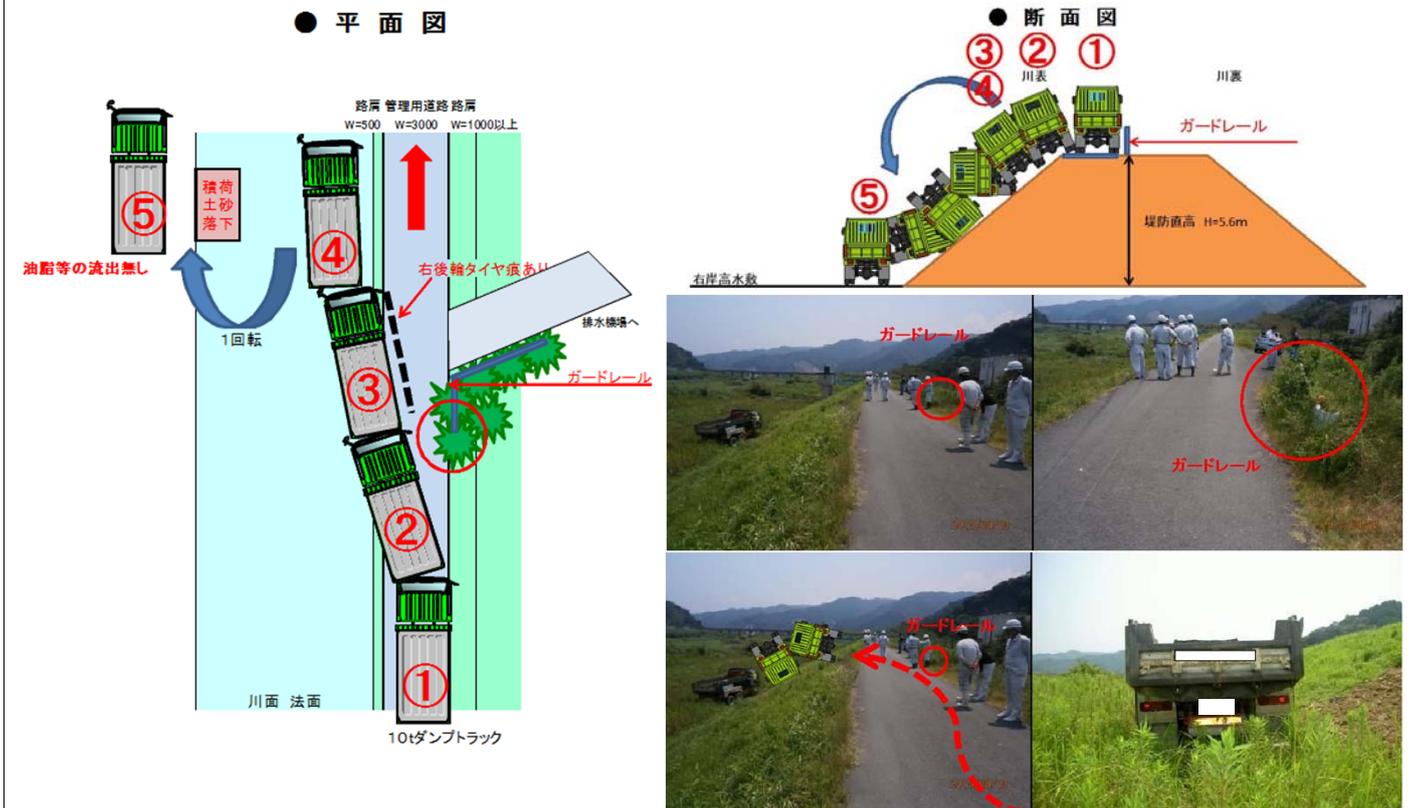


事故種類	公衆災害	発生日時	平成27年8月3日 11時05分	事故当事者	1次下請け
事故区分	交通事故	年齢性別	38歳 男性	職種	運転手
被災程度(全治)	無し				
事故概要	掘削残土を盛土現場へ運搬作業の途中、運行経路である河川堤防上の管理用通路にて、ダンプトラック運転手の前方不注意により右側ガードレールの発見が遅れ、左へ急ハンドルを切ったことにより、路肩部より川表高水敷へ10tダンプトラックが転落した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規入場者教育資料にて、当該工事現場の特異性や注意点に対する資料が不十分であり、作業所全体で現場リスクの共有が不十分であった。 ・運転手は定められたルールを厳守し土砂運搬を行っていたが、前方不注意に起因する河川管理物の発見が遅れたヒューマンエラーである。 ・運搬経路の日々点検業務、新規入場者へのブラッシュアップ教育義務(継続教育と浅い経験者への重点確認)を怠り、施工計画書記載内容の実施が不十分であった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全施工サイクル活動内容、当該現場注意点の「見える化」、チェックリストによる相互点検体制、経験年数把握のために受講者一覧表の視覚化に関する資料を新規追加・改善を行い教育内容の充実を図る。 ・日々の朝礼で元請職員より全作業員へ作業内容の確実な伝達、KY活動のマンネリ化を防止し、安全意識の高揚と継続を実施する。 ・安全施工サイクルに基づいた路面状況や周辺部の点検・安全巡視の強化、経験年数的確な把握と、浅い経験者への重点確認を徹底する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・全施工業者に対し、類似工事における再発防止に向けた注意喚起を行った。 ・主任監督員を通じて事故事例を情報提供し、再発防止の指導徹底を行った。 				

事故状況図



改善策



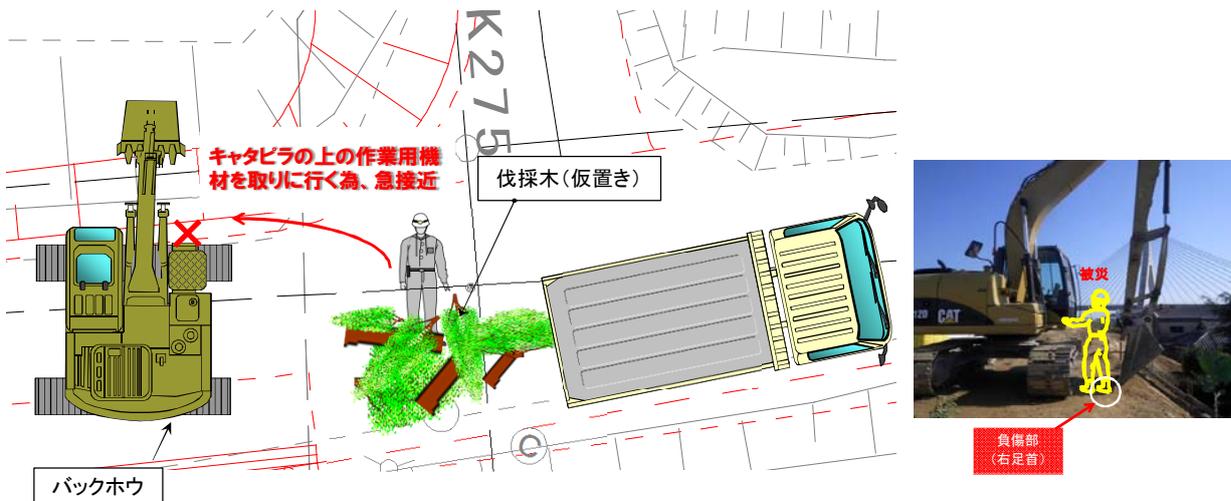
運転マップに基づき危険箇所の視覚効果・注意喚起の表示旗を設置

運転マップに基づき危険箇所の視覚効果・注意喚起の表示旗を設置

運行前に元請職員及び全作業員にて運行経路の点検、危険箇所周知を徹底

事故種類	労働災害	発生日時	平成27年8月8日 10時43分	事故当事者	1次下請
事故区分	建設機械	年齢性別	33歳 男性	職種	土工・準備工(除草)作業員
被災程度(全治)	右足首関節脱臼解放骨折				
事故概要	<p>堤防川裏施工において法面の雑木を伐採し、伐採木を搬出するためバックホウ(クレーン仕様)にて積込準備作業に取り掛かる。その時点で、バックホウオペレータ(以下、オペレータ)は被災者が、右側方向で作業していることを確認し、エンジンを始動、操作レバーの安全ロックを解除した。</p> <p>一方、被災者はバックホウのエンジン音に気づき、バックホウのキャタピラの上に置いてあった作業用機材を取りに行くためバックホウに急接近した。その際オペレータは、被災者が当初確認した場所から急接近したことに気づかず、バックホウのアームが作動したため、被災者がバックホウのバケット先端とキャタピラとの間に右足首を挟まれ被災した。</p>				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 被災者がバックホウのキャタピラの上に作業用機材を置いていたこと。 被災者が、バックホウの作業半径範囲内に不用意に近づいたこと。 バックホウ作業半径範囲をカラーコーン等で明示していなかったこと。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書及び作業手順書の見直しを行う。 重機内にオペレータの見える位置に安全確認事項を貼付けておく。(機械始動前確認事項・機械停止時確認事項) 資機材の置き場を決め、現場内の整理整頓を周知徹底させる。 運転席とバケットの間での作業及び通行は、絶対に行わないよう、全ての作業員に対し危険予測を含めた安全教育を徹底する。また、伐採木における一連作業(伐採・積込・運搬)の詳細手順書を作成し周知徹底を図る。 全ての車両建設機械の稼働音に気付いた場合は「危険状態からの退避」といった認識を全ての作業員に周知徹底し不用意に近づけない。 作業半径内への立入禁止処置を行う(カラーコーンによる)。 やむを得ず、重機作業半径内での作業を行う場合は、合図者を配置する。 若年者、経験の浅いものに対しては特に入念な教育を行うこととする。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 臨時の安全協議会を開催し、類似工事における再発防止に向けた注意喚起を行った。 主任監督員を通じて事故事例を情報提供し、再発防止の指導徹底を行った。 				

事故状況図



改善策



作業半径内立入禁止措置
(カラーコーン)

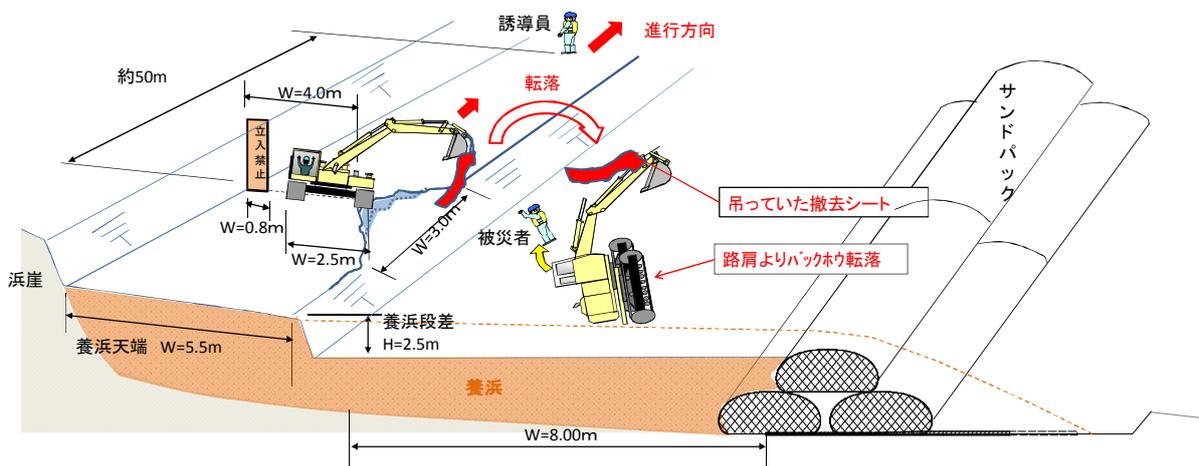


事故防止対策会議
(平成27年8月11日 現場)



事故種類	労働災害	発生日時	平成27年8月30日 13時10分	事故当事者	1次下請け
事故区分	建設機械	年齢性別	27歳男性	職種	オペレーター(BH)
被災程度(全治)	第3腰椎の圧迫骨折(全治 不明)				
事故概要	埋設護岸(サンドバック)の袋材撤去後、その袋材をBH(0.4m ³)移動式クレーン使用機2.9t吊りを用いて、養浜天端を通して運搬中に、右キャタビラの後方より路肩が崩れ養浜天端(H=約2.5m)から転落。その際に被災者はとっさに飛び降りたため養浜段差下部の地面に落ち負傷した。				
事故原因等	<ol style="list-style-type: none"> 1) 浜崖法尻に立入禁止看板が設置してあり、その看板を避けようとして路肩に近づいたこと。 2) 養浜段差路肩部の危険表示が無かったため、運転者から路肩接近の判断が出来なかった。 3) 当日のKY活動にて配置することとした誘導員の配置位置および誘導が適切でなかった。 4) 建設機械作業時の安全教育が不足していた。 				
改善策等	<ol style="list-style-type: none"> 1) 作業開始前に巡視を行い、養浜段差の有無や危険箇所を確認する。養浜段差が生じている場合は、養浜天端での作業は行わず、養浜段差下段面の安全な箇所の地盤補強を行い、作業ヤードやルートを確認する。 ただし、現場条件や気象条件により、やむを得ず養浜天端での作業が必要な場合は、下記対策を行った上で作業を行う。 ・作業箇所の養浜段差部の安全措置(整形、足場補強)。 ・重機運転者から視認できる位置への路肩危険の表示。 2) 撤去したシートは、キャリアダンプへ積み込み運搬する。 ただし、現場条件や気象条件により、やむを得ずBH(クレーン仕様)による吊荷走行が必要な場合は、下記対策を行った上で作業を行う。 ・運転者の目線より吊荷を上げて走行は行わない。 ・シート運搬の際は誘導員を配置する(キャリアダンプによる運搬時も配置)。 3) 作業を行う箇所にある表示看板は、移動するか一時撤去(作業終了後は復旧)する。 4) 作業開始前のミーティング、定期安全教育の際に、熟練オペレーター等から操作に対する注意点を教育する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	高低差のある路肩部での施工がある場合、作業開始前の巡視、危険箇所の表示、安全な作業ヤードやルートの確保等の対策に活用				

事故状況図



改善策

- 1) 作業開始前に巡視を行い、養浜段差の有無や危険箇所を確認する。養浜段差が生じている場合は、養浜天端での作業は行わず、養浜段差下段面の安全な箇所の地盤補強を行い、作業ヤードやルートを確認する。
ただし、現場条件や気象条件により、やむを得ず養浜天端での作業が必要な場合は、下記対策を行った上で作業を行う。
・作業箇所の養浜段差部の安全措置(整形、足場補強)。
・重機運転者から視認できる位置への路肩危険の表示。
- 2) 撤去したシートは、キャリアダンプへ積み込み運搬する。
ただし、現場条件や気象条件により、やむを得ずBH(クレーン仕様)による吊荷走行が必要な場合は、下記対策を行った上で作業を行う。
・運転者の目線より吊荷を上げて走行は行わない。
・シート運搬の際は誘導員を配置する(キャリアダンプによる運搬時も配置)。
- 3) 作業を行う箇所にある表示看板は、移動するか一時撤去(作業終了後は復旧)する。
- 4) 作業開始前のミーティング、定期安全教育の際に、熟練オペレーター等から操作に対する注意点を教育する。